

—参考資料—

○子どもの貧困対策の推進に関する法律

○子供の貧困対策に関する大綱（概要） ※内閣府作成資料

○実態調査

聴取調査の概要と貧困につながる要因

聴取シート（様式）

○「子どもの貧困率」について ※国民生活基礎調査資料

○三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会設置要綱 等

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。

子供の貧困に関する指標

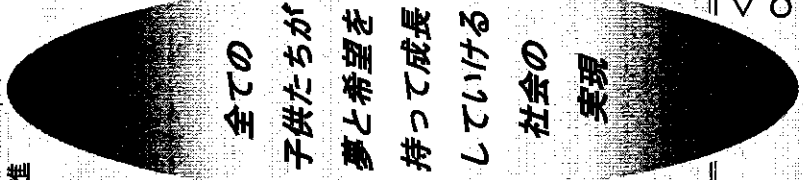
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人
(平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4%、非正規47.4%)
- ・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2%、非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3%
(平成24年)

指標の改善に向けた当面の重点施策

- ＜教育の支援＞
- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入
 - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

＜生活の支援＞

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等



- ＜保護者に対する就労の支援＞
- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
 - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - 保護者の学び直しの支援
 - 在宅就業に関する支援の推進

＜経済的支援＞

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援など

＜子供の貧困に関する調査研究等＞

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

＜施策の推進体制等＞

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面の緊急対応と中長期的な課題を踏まえて、貧困対策の抜本的な取り組みを行う。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年度) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年度)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年度)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年度)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年度)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) / スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子・有利子採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子・有利子採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 50.6%、正社員採用率 18.6%、市町村の就業率 61.6%、正社員採用率 18.6%)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

実態調査「資料」

聴取調査の概要と貧困につながる要因

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
01	虐待（ネグレクト）	ひとり親（母）。母は精神疾患により失業し、生活保護受給中。母の浪費により食べるものに困ることがある。母は短大卒。子どもへの愛着はある。民間賃貸住宅。地域とのつきあいはないが母の親族と交流あり。社協の権利擁護事業を開始。	①③④	情緒不安定、 円形脱毛
02	養育困難	ひとり親（母）。望まない妊娠による第1子出産（自己申告）による養育拒否（病院からの連絡）。保育園には不登園気味（母が通わせない）。母は高校卒。民間賃貸住宅。過去に車上生活と無銭飲食による逮捕歴。地域活動不参加（前住地でもトラブル）だが、母方の親族との交流あり。	①④	不登園気味
03	虐待のおそれ	父のDVにより母子生活支援施設に入所。母による虐待のおそれがあり、子どもを児童養護施設に分離。両親に精神疾患あり。父は非正規雇用。市町村民税非課税。父の学歴不明、母は中卒。母は県外出身で父と結婚するまで各県を転々。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、父の親族と交流あり。	①③④	
04	不登校 無国籍	ひとり親（父）。父は身体の病気により失業。生活保護受給中。母（外国籍）は10年以上前に死亡。父の病気を心配して子どもが不登校になったが現在は児童養護施設入所。日本国籍を取得。父は中卒。父子関係は良好。民間賃貸住宅。父は県外出身で地域とのつながりなし。	①③④⑤	側弯症 不登校
05	虐待（身体）	ひとり親（母）。母は非正規雇用。市町村民税非課税。子育てと仕事の両立に疲労。母は被虐待・リストカット・不登校の経験あり。性格は几帳面。母は短大中退。公営住宅。生活上、地域活動に参加していないが、母の親族との交流あり。	①②④⑥	
06	養育困難	ひとり親（母）。母はアルコール依存症治療中で失業し、生活保護受給中。母も被虐待の疑いがあり、小学生のときから喫煙、10代で妊娠中絶。虐待（ネグレクト）あり。ゴミの放置あり。公営住宅。母は県外出身で地域とのつながりなし。	①③④⑤⑥	多動傾向

注）「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
07	養育困難	父母と子ども。多子世帯。父母とも非正規雇用。父母とも窃盗逮捕歴あり。子どもへの虐待あり（第2子を殴り第2子は児童養護施設入所。不衛生。虫歯。食育不全）。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、母方の親族との交流あり。	①④	軽度の知的障がい
08	親族里親申請	祖父母と子ども（離婚し子どもを引き取った父が10年以上前から行方不明）。祖父母の年金・親族里親手当などで生活。祖父の医療費が家計を圧迫。市町村民税非課税世帯。祖父母と子どもの関係は良い。持家。地域活動に参加していない。進学を断念。	①③④	不登校傾向
09	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は病気・障がいにより働けず、母はパート就労。生活保護受給中。両親とも高卒。民間賃貸住宅。第2子、第3子は経済的理由で部活動を断念。第2子は奨学金で大学進学。	①③	
10	父のDV	父のDVと子どもへの虐待により、母子生活支援施設に入所。多子世帯。非正規雇用。生活保護受給中。母は高卒。母は部屋の片づけができない。文章を書くことが苦手で履歴書で就職失敗。施設・職場でトラブルが多い。母の親族との交流あり。	①④	多動
11	生活保護	ひとり親（母）。多子世帯。離婚のストレスで仕事ができず、生活困難で生活保護開始。現在はパートタイムで就労。法テラス利用により父からの養育費の支払い開始。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	低身長
12	父のDV	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVから逃れ実家のある市町で生活。母がうつ病を発症し生活保護を開始。母は障害基礎年金を受給。父から不定期ながら養育費支払いあり。母はアルバイト開始。母は専修学校等卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。第1子は親族の支援により大学進学。	①③④	多動・発達障害 ・不登校
13	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより離婚。非正規雇用。生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。地域活動に積極的に参加。母の親族と密接な交流あり。	①④	
14	生活保護	ひとり親（母）。母の病気のため働けなくなり生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①③④	

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
15	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は仕事が続かない傾向。母は内職。生活保護受給中。父に身体障がい。母にひきこもり傾向。養育力不足が指摘されている。父母ともに高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。父は積極的にPTA活動に参加。	①③	
16	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより母子生活支援施設入所中。母に軽度の知的障がい、ストレス時の自傷行為があり、歯がない。劣等感・被害妄想が強い。児童虐待（ネグレクト）。母は高卒。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	①③④⑤	発達の遅れ
17	父のDV	母と内縁の父と子ども。父の暴力により一時保護歴。内縁の父の子どもへの話し方がきつい。両親とも失業中だが生活保護は受給していない。母は高卒。民間賃貸住宅。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	①④⑤	暴力行為
18	父のDV	母と子ども。多子世帯。母はパート。市町村民税非課税世帯。母に過呼吸発作、リストカット歴。子どもを叩くなどの虐待が見られる。母は高卒。母の養育能力が低い。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	学習の遅れ・情緒不安定・自傷行為
19	発育相談	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVにより母子生活支援施設一時保護。その後離婚により生活保護開始。母は遅刻などで仕事が続かない。長女は高校を中退しアルバイト。母は養育力不足。家の中にごみの放置が見られる。食事はお菓子やパン、ご飯のみのときあり。民間賃貸住宅。地域とのつながりなし。	①④⑤⑦	多動
20	出産相談	父母と子ども。多子世帯。母に養育不安。父は就労、母は内職をしており、生活保護は受給していない。民間賃貸住宅。親族との関係が悪く支援が受けられない。父は保育所の行事に積極的に参加。	①	
21	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手で知的障がい傾向。母子に手を上げる傾向。母はパート勤務だが長続きしない。生活保護は受給していないが低所得。子どもを風呂に入れず、破れた服を着せる。公営住宅。親族との交流あり。	①	

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
22	児童扶養 手当相談	ひとり親（母）。祖母（母の母）、叔父（母の弟）と同居。母は非正規雇用、仕事が続かない、うつ病で通院。子どもへの虐待（ネグレクト、叩く）あり。子どもを風呂に入れない、洗濯しない、ごみの放置が見られる。母は中卒。公営住宅。祖母が地域活動に参加。	①③④⑦	
23	滞納	ひとり親（母）。叔母（母の妹）とその家族と同居。母はパート勤務をしているが長続きしない。所得が低く浪費癖。民間賃貸住宅。ママ友との交流に積極参加。母の子どもへの愛情は強い。	①④	
24	入園費用	父母（内縁関係）と子ども。多子世帯。父の現在の仕事は不明。生活保護は受給していないが所得が低い。母も子どもも虫歯が多い。民間賃貸住宅。	①	
25	遅刻増加	ひとり親（母）。多子世帯。祖母（母の母）、叔父（母の弟）と同居。母は夜勤専門の仕事。所得が低い。子どもの学力が低い。母は養育力不足。不衛生（風呂に入らない、ごみの放置）、食育不全。持家。母の行政への不信感が強い。	①④	
26	父の葬儀	ひとり親（母）。母は外国籍。片言の日本語。母にひきこもりと奇行あり。母は無職だが生活保護は受給していない。子どもはコンビニやアルバイト先で食事。民間賃貸住宅。子どもの就職先決定。	①③④⑤⑦	
27	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手。母は精神疾患で通院。アルバイトしてもすぐに辞める。所得が低い。父母の養育力が不足。風呂に入らない、洗濯しない、ごみの放置などの不衛生。子どもに適切な食事が与えられていない。子どもの学校行事の参加断念、学校費用の未払いあり。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われる。	①③④⑦	情緒障がい、知的障がい
28	不登校	ひとり親（母）。母は非正規雇用。浪費癖あり。養育力不足。子どもが病気のととき受診しなかったことがある。朝ごはん・昼ごはんを用意できないときがある。母は高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われるが、地域活動に参加していない。	①②④⑤	不登校

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
29	養育困難	元義父と子ども。母（外国籍）は不同居。生活保護受給中。養育力不足。虫歯が多い。子どもに適切な食事が与えられていない。児童虐待（ネグレクト）。公営住宅。地域とのつきあいはないと思われる。	①④⑤⑦	素行不良
30	養育困難	祖母、叔父家族と子ども。外国籍。生活保護受給中。子どもに適切な食事が与えられていない。公営住宅。コミュニティの絆は強い。	①④⑦	不登校
31	養育困難	ひとり親（母）。母は精神疾患（薬物中毒による後遺症）により就労できないため生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅（一時子どもと離れ入院歴）。社協の権利擁護事業、介護ヘルパー及び薬物依存更正施設のサポートを受ける。	①③④⑥	学習の遅れ、情緒不安定
32	養育困難	両親とも軽度知的障がい者（ともに中卒）。自己破産（浪費癖）歴あり。公営住宅から現在は障がい者施設に入所。養育力不足（食事を与えない）による子の低身長。子は施設入所。小中学校時は支援学級であったが、学習指導を受けながら高校卒業。その後県内企業に就職し安定就労中。	①③	低身長
33	養育困難	ひとり親（母）と子ども。多子（5人）世帯（うち2人は別居）。疾病により失業し生活保護受給中。民間賃貸住宅。第1子は、日本語検定1級合格も経済的理由で大学進学を断念し就職。母子のつながりは良好。日本での生活における不信感（就労や教育での差別や言語問題）が強い。	①③④⑤⑦	
34	養育相談	ひとり親（母）と子ども。多子世帯。父のDVにより県外から母子生活支援施設に入所。母は就労しているが生活保護受給中。養育力不足。地域活動に参加していない。	①④⑤⑦	発達遅滞
35	養育相談	父母と子ども。父は派遣社員。母はアルバイト。所得が低く生活保護受給中。父母の養育力不足。母は情緒不安定で軽度の知的障がいの疑い。	①	脳障がい

【引用文献】

表の「貧困につながる要因」は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」をに使わせていただいた。

①家計の不安定

・就労の不安定

注）「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

実態調査「資料」

- ・失業、事業不振
- ・親族の経済援助の停止、減少
- ・養育費の未払い 等

②生活の負担

- ・親族の介護
- ・保護者の多忙によるコミュニケーション不足 等

③疾患・疾病等

- ・身体の病気
- ・怪我
- ・精神疾患、精神不安定
- ・浪費癖、アルコール依存、異性依存 等

④家族の人間関係

- ・配偶者との離婚、別居、死別
- ・DV
- ・家族の不和
- ・保護者の無関心、愛情の欠如、家族間のコミュニケーション不足 等

⑤孤立

- ・公的サービスの情報不足
- ・公的サービス享受できない、社会からの孤立 等

⑥貧困の連鎖

- ・経済的貧困の連鎖
- ・児童虐待の連鎖 等

⑦その他

- ・不自由な日本語能力
- ・若年出産（支援がない場合） 等

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

ヒアリング施設名： _____

1. 施設における最近の傾向について ◆相談件数・人は、正確な数値で、割合はおおよそで結構です。

①相談件数の推移（最近3年間）	平成24年度：延べ実質 件 人	平成25年度：延べ実質 件 人	平成26年度：延べ実質 件 人
②問合せから実際の支援にいたる割合	平成24年度： 割	平成25年度： 割	平成26年度： 割
③相談内容の傾向 ★従来から多い内容	貧困に至る背景		
	貧困の状況		
④相談内容の傾向 ★最近増加傾向にある内容（上記と異なる場合に記入）	貧困に至る背景		
	貧困の状況		
⑤支援策についての評価・課題	対象者に情報が届いているか		
	利用者が使いやすい制度になっているか 支援が不足している分野はないか		

2. 事例について ◆代表的な事例・最近よく見られる事例について記入して下さい。

1) 相談に至った経緯について

①相談経由先	保育所・幼稚園	小・中学校	高校	民生委員
	N.P.O.	地域住民	その他（ ）	
②相談に至った詳細な経緯				

2) 対象者の家庭状況について ◆はっきりと聞き取り出来ない場合は、空欄で結構です（推測では記入しないで下さい）

①家族構成	父・母・子ども（ ）人・祖父・祖母・その他（ ）			
②親の学歴	【父】・中卒・高卒・短大・高専卒・大学、大学院卒・専修学校等卒			
	【母】・中卒・高卒・短大・高専卒・大学、大学院卒・専修学校等卒			
③同居の家族	父：（ 歳代）	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	母：（ 歳代）	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	その他：（ 歳代）	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	その他：（ 歳代）	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
④子どもについて 【第1子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ 歳位）母（ 歳位）
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑤子どもについて 【第2子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ 歳位）母（ 歳位）
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑥子どもについて 【第3子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ 歳位）母（ 歳位）
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑦家庭の周囲の環境 （祖父母や親族等）				
⑧家庭の所得	50万円未満・50～100万円未満・100～150万円未満・150～200万円未満・200～250万円未満 250～300万円未満・300～350万円未満・350～400万円未満・400～450万円未満・450～500万円未満・500万円以上			
⑨家庭の就労状況	職業： 給与収入： 万円 児童扶養手当： 万円 年金等： 万円 その他（ ）： 万円			
⑩生活保護の有無	受給している 受給していない（市町村民税非課税、均等割・所得割適用、所得税課税世帯、不明）			
⑪住居の状況	県営住宅・市営住宅・民間賃貸住宅・持ち家（戸建て等）・その他（ ）			
⑫その他				

3) 貧困状況の主な要因として考えられること

①主な要因	失業中である	非正規雇用である	所得が低い	虐待や養育力不足
	借金を抱えている	病気や障がいによる経済的負担が大きい		浪費癖がある
②その他の要因、 詳細やその背景				

4) 貧困の状況について

①生活面での状況	身体的・精神的虐待がみられる			
	不衛生な面（お風呂に入っていない、洗濯していない、ごみの放置）がみられる			
	病院などに通えていない		★健康保険への加入（有・無）	
	食育不全（食事をとっていない、栄養不足であるなど）がみられる			
②教育面での状況	退学や不登校 進学への断念 いじめがある 素行不良			
	学校行事（修学旅行等）参加の断念		体操服・給食費等必要経費の未払い	
	その他（ ）			
③社会における状況	地域活動に参加していない			
④その他の状況 詳細やその背景	その他（ ）			

5) 対象者が求めている支援の具体的な内容 ◆区分は、「子供の貧困対策に関する大綱」に沿っています。

①教育の支援	学校における支援	
	幼児教育における支援	
	就学支援 (義務教育～高校)	
	大学等への進学機会	
	生活困窮世帯等への学習支援	
	その他	
②生活の支援	保護者の生活支援	
	子どもの生活支援	
	子どもの就労支援	
	その他	
③就労支援	保護者の就労支援	
	その他	
④経済的支援	各種金銭支援制度や貸付金等について	
	その他	
⑤その他		

6) 受けている支援策の内容や問題点について ◆利用の有無にかかわらず記入して下さい。対象外の場合は、「-」と記入して下さい。

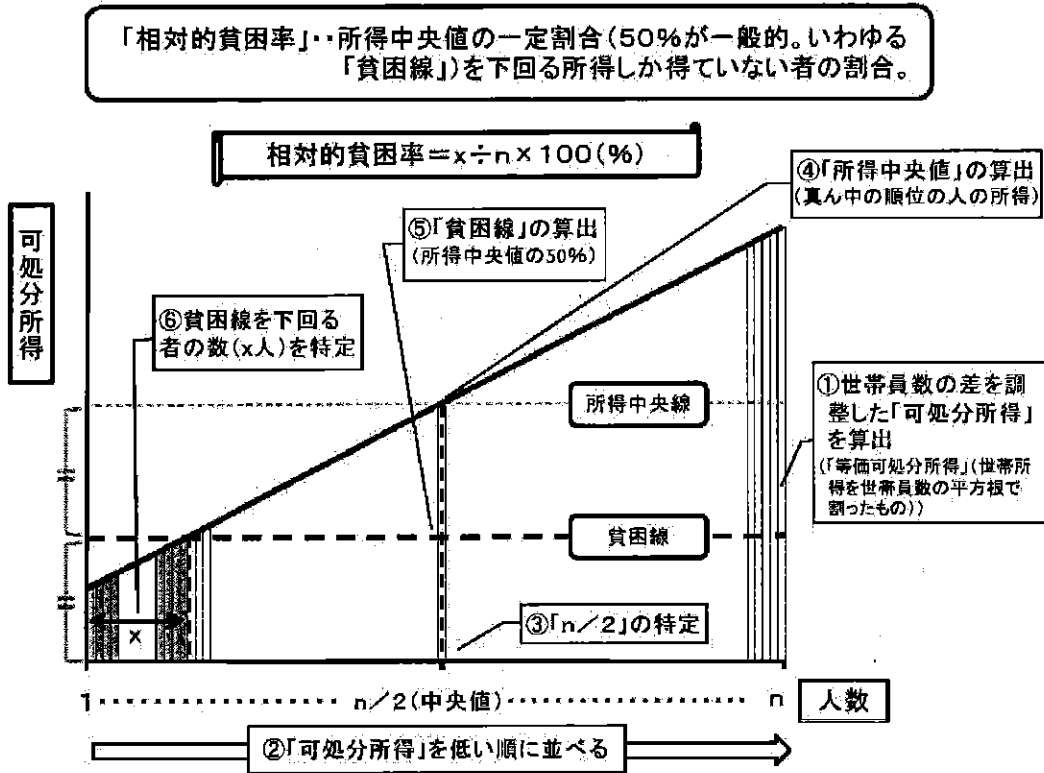
項目	支援策の内容	利用状況	利用者に情報が届いているか	利用者が利用しやすい仕組みになっているか	利用者が継続できる仕組みになっているか	対象者の状況改善・自立につながったか	つながった場合の改善状況	つながらなかった場合の理由	支援策の改善が必要な点
①教育の支援	学習ボランティア等の利用								
	奨学給付金								
	その他()								
②生活の支援	相談支援								
	家庭生活支援の派遣								
	その他()								
③保護者の就労支援	高等職業訓練促進給付金の給付								
	技能習得講習会等の受講								
	その他()								
④経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の利用								
	一人親家庭等医療費助成								
	その他()								

7) 特に必要と考えられる支援や改善への提案等がありましたら、出来るだけ具体的にご記入ください。

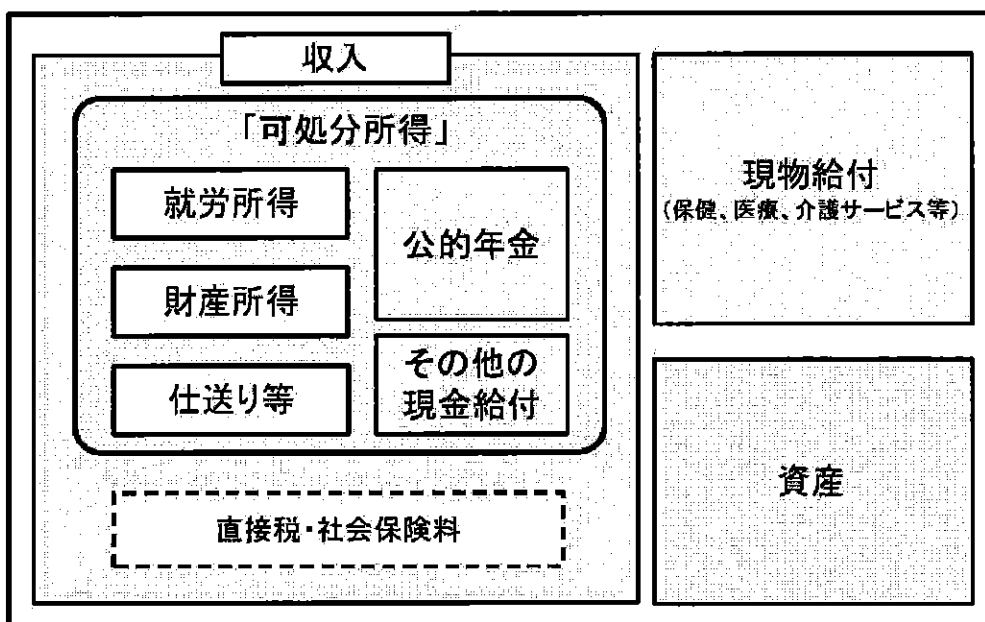
■子どもの貧困率

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

相対的貧困率とは、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るために、三重県では、子どもの貧困対策に関する三重県子どもの貧困対策計画を策定する。

この計画の策定にあたり、「三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 三重県子どもの貧困対策計画の策定にかかる審査及び検討。
- (2) その他必要な事項

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員若干名をもって構成する。

2 検討委員会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを決定する。

3 会長は、会務を総括し、必要があるときは随時検討委員会を招集し、その議長となる。

4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に検討委員会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

5 会長が不在のとき、又は事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(期間)

第4条 検討委員会の設置期間は平成28年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課が行う。

(留意事項)

第6条 委員は、検討委員会において知り得た個人に関する情報を、正当な理由なく他人に知らせてはならない。また、委員の職を離れた場合も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月3日から施行する。

三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会 委員名簿

氏名	所属機関	分野
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表	NPO
大森 順子	女性のための離婚相談 まえむき IPPO 主宰	ひとり親家庭
鍵山 雅夫	三重県児童養護施設協会 会長 (児童養護施設 里山学院施設長)	社会的養護
菌部 功	市福祉事務所代表 (松阪市福祉部長兼福祉事務所長)	行政
藤井 光照	三重県小中学校長会代表 (いなべ市立丹生川小学校長)	行政
藤谷 俊文	三重県保育協議会会長 (社会福祉法人フジ福祉会 フジ保育園園長)	保育所代表
松井 慎治	三重県高等学校長協会代表 (県立伊勢高等学校長)	行政
道中 隆	関西国際大学 教育学部 教授	学識経験者
吉田 明弘	皇學館大学 教育学部 准教授	学識経験者

(五十音順) 敬称略

三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会 検討の記録

1 第1回検討委員会

- (1) 日時 平成27年5月28日(木) 13:30~15:10
- (2) 場所 三重県社会福祉会館 研修室1
- (3) 議事
 - ・会長選出
 - ・今後の進め方及びスケジュール
 - ・実態調査の実施について
 - ・子どもの貧困を示す指標及び三重県のH27年度関連事業について
 - ・その他

◆実態調査の実施

平成27年5月29日から平成27年10月31日まで

2 第2回検討委員会

- (1) 日時 平成27年9月3日(木) 15:00~17:15
- (2) 場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室
- (3) 議事
 - ・三重県子どもの貧困対策計画(仮称)骨子案について
 - ・その他

3 第3回検討委員会

- (1) 日時 平成27年11月19日(木) 13:30~15:45
- (2) 場所 三重県地方自治労働文化センター 自治研修室
- (3) 議事
 - ・第二回三重県子どもの貧困対策計画(仮称)策定検討委員会の意見に対する考え方について
 - ・三重県子どもの貧困対策計画(仮称)中間案(案)について
 - ・その他

◆パブリックコメント

平成27年12月11日から平成28年1月13日まで

4 第4回検討委員会

- (1) 日時 平成28年1月26日(火) 13:30~15:30
- (2) 場所 吉田山会館 第206会議室
- (3) 議事
 - ・三重県子どもの貧困対策計画 最終案(案)について
 - ・その他